

環境資源部車両による物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年(2011年)12月1日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

環境資源部車両による物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年(2011年)9月20日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

環境資源部車両による物損事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- 1 事故発生年月日 2010年10月18日
- 2 事故発生場所 町田市金井6丁目16番地7先
- 3 事故の概要 環境資源部車両を停車させ、運転手及び作業員が下車し作業をしていた際、車両が前進し駐車中の相手方車両に衝突し、双方の車両が破損したもの。
- 4 事故の種別 物損事故
- 5 被害者の住所 町田市旭町1丁目22番12号
- 6 被害者の氏名 新日本電工株式会社 代表取締役 青山 隆次 様
- 7 損害賠償の額 744,940円